

老人保健法医療受給者証をお持ちの方へ 医療費負担割合の

老人保健を使って医療を受けた際に、病院等の窓口で支払う一部負担金については、所得に応じて1割または3割を負担することになっています。負担割合につきましては、平成19年度の世帯状況および所得状況に基づいて判定し、平成19年8月1日から適用になります。

負担割合が変わる方には、7月末までに新しい医療受給者証と関係書類を送付してお知らせします。

なお、変更のない方は現在使用している医療受給者証をそのまま継続してお使いください。

問い合わせ 高齢者支援課（内線183）

負担割合と判定基準

平成19年度の判定基準となる課税所得額は前年と同じですが、平成18年税制改正による公的年金控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、平成18年8月から2年間、所得区分が上がる人には、経過措置があります。

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人やまたは老人保健で医療を受ける人がいる人
一般	1割負担	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない人
低所得者Ⅱ	1割負担	同一世帯の全員が住民税非課税である人（低所得者Ⅰ以外の人）
低所得者Ⅰ	1割負担	同一世帯の全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止により新たに現役並み所得者になった人で、右表のいずれかにあてはまる人は、自己負担限度額の一般が適用されます。（*2の場合は申請が必要です。）

1	課税所得	145万円以上213万円未満	
*2	収入の合計金額	1人世帯	383万円以上484万円未満
		2人以上世帯	520万円以上621万円未満

高齢者にかかる住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

高齢者にかかる住民税非課税措置の廃止により低所得世帯の世帯員のうら一部が課税になったが、課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合は、同一世帯内の非課税者は、自己負担限度額及び入院時の食事代の標準負担額は低所得者Ⅱを適用します。

基準収入額適用申請制度

現役並み所得者のうら、老人保健対象者および70歳以上の方の合計収入額が2人以上の場合は、520万円未満、1人の場合は383万円未満の方は、申請することにより1割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定

負担割合が1割の人で、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、自己負担限度額及び入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

自己負担限度額の所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来の限度額（個人ごと）	外来+入院の限度額（世帯）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

入院時の食事代の標準負担額（1食）		金額
現役並み所得者・一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

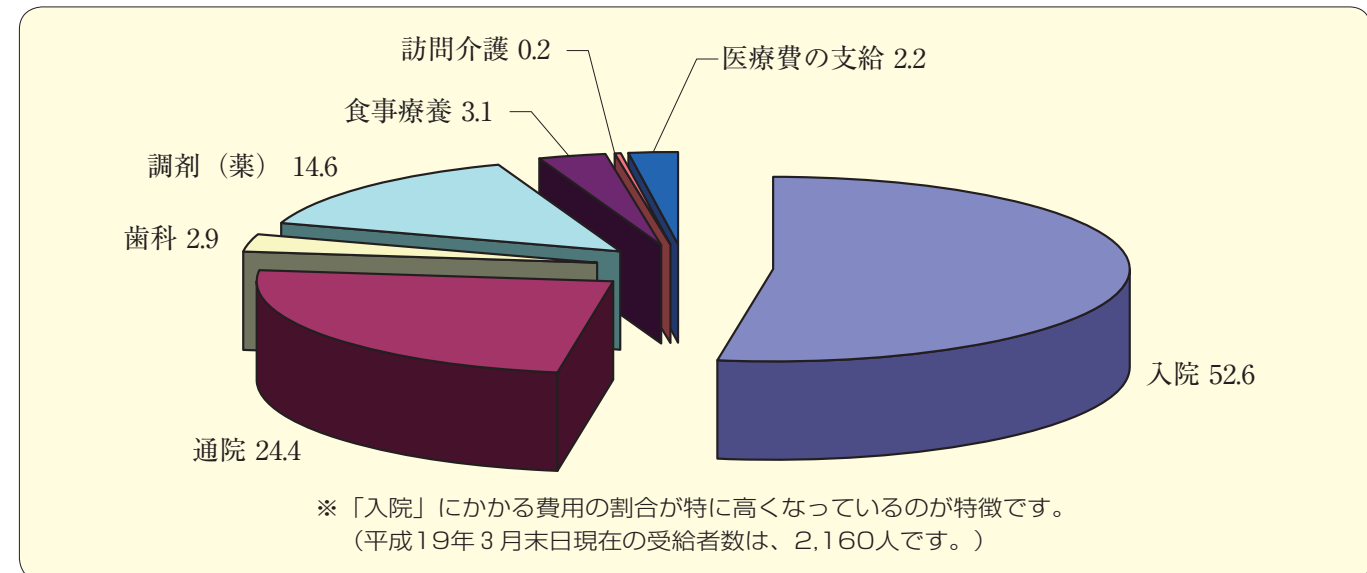
定期判定のお知らせ

療養病床に入院する場合の食費・居住費

療養病床に入院する70歳以上の人は、食費と居住費を負担します。

所得区分	食費・居住費の標準負担額	
	1食当たりの食費	1食当たりの居住費
現役並み所得者・一般	460円	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ	130円	320円
	高齢福祉年金受給者	0円

平成18年度三芳町老人医療費の構成割合（%）



項目	金額	割合
入院	970,181,163円	52.6%
通院	450,248,119円	24.4%
歯科	52,637,522円	2.9%
調剤（薬）	268,245,375円	14.6%
食事療養	57,794,858円	3.1%
訪問介護	3,751,055円	0.2%
医療費の支給	40,302,684円	2.2%
合計	1,843,160,776円	100.0%

医療費を有効に使うために

1. お医者さんのかけもちはやめましょう。
2. 薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
3. かかりつけ医を持ちましょう。
4. 定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心がけましょう。

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」がスタートします。

平成18年6月に成立した「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。この制度については、今後「広報みよし」でお知らせします。

問い合わせ
高齢者支援課高齢者福祉係
(内線183)